

平成 15 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社 精工技研
代表者名 代表取締役社長 上野昌利
(コード番号 6834)
問合せ先 経営企画室 斎藤祐司
(TEL . 047 - 388 - 6401)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行することの承認を求める議案を、平成 15 年 6 月 20 日開催予定の当社第 31 回定時株主総会に提案することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 株主以外の者に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社及び当社の子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより喚起することを目的として、以下の 2 . に記載の発行要領に基づく新株予約権を無償で発行するものであります。

2 . 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 60,000 株を上限とする。

(2) 発行する新株予約権の総数

600 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 100 株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整するものとする。

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の日本証券業協会における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の日本証券業協会における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、及び「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成16年7月1日から平成25年6月30日まで。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

3 . 「新株予約権割当契約」の要領

各対象者に対する新株予約権の割当てに際して、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す以下の要領の「新株予約権割当契約」を各対象者との間で締結するものとする。

(1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行行使することができる。

ただし、新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、又は新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。

(3) 新株予約権者が当社又は当社子会社の役社員の地位を喪失した場合には新株予約権を当社に返還するものとし、これを行行使することができない。ただし、取締役の任期満了及び従業員の会社都合による退職その他これらに準じて当社取締役会が新株予約権の存続を相当と認めた場合には、新株予約権の行使を認めることができる。この際、新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされることある。

(4) 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

以 上